

保育所等



保育施設の種類

認可保育所とは

保護者の就労や疾病などにより家庭においてお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わりお子さんの保育を行う施設です。

認可外保育施設とは

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。保護者と施設の直接契約で利用ができ、市から認定を受ける必要はありません。また、料金は施設によって異なります。

利用の申込方法は？

認可保育所（認定こども園、地域型保育事業所含む）を利用するためには、保育の必要性の認定と施設の利用のための申請書類を子ども未来課へ提出してください。また、申請にあたっては、事前に希望施設への見学をお願いします。見学は随時行っていますので、希望施設へ問い合わせください。

保育の認定の種類

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	3～5歳で、教育を受ける方（保護者の就労は必要ありません。）	3～5歳で、保護者の就労などにより保育を必要とする方	0～2歳で、保護者の就労などにより保育を必要とする方
利用できる施設	新制度へ移行した幼稚園、認定こども園（注1）	保育所、認定こども園	保育所、地域型保育事業所（注2）、認定こども園
施設等の利用時間区分	教育標準時間認定（4時間程度の幼児教育）	保育を利用できる時間が最大2種類に区分されます。 保育標準時間認定 1日11時間まで（就労の場合、月120時間以上勤務） 保育短時間認定 1日最大8時間まで（就労の場合、月64時間以上勤務）	



保育所などを利用するためには？

保育所などを利用するためには、保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、市から保育認定を受ける必要があります。また、保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする事由

- 就労
- 妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- 保護者の疾病、障害など
- 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 求職活動（施設利用開始後、3か月以内の就労が前提）
- 就学
- 育児休業取得中に、すでに保育所などを利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- 災害復旧時
- その他、市町村が認める事由

（注1）★認定こども園について
幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。0歳～5歳までのお子さんが利用できます。

（注2）★地域型保育事業所について
保育の必要がある0歳から2歳のお子さんの保育を、原則19人以下の小規模な環境の中で行う事業所です。利用するためには、市から保育の必要の認定（3号認定）を受ける必要があります。

《地域型保育事業の分類》

類型	定員	保育の内容
家庭的保育	5人以下	家庭的な雰囲気のもとで保育を行います
小規模保育	6～19人	少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います
事業所内保育		会社の保育施設などで、従業員と地域のお子さんの保育を一緒にを行います
居宅訪問型保育	1対1	お子さんの障害や疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で行います

申請に必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
 - 保育所等入所児童家庭・健康状況表
 - 保護者などが、家庭で保育を必要とすることを証明する書類
 - ・ 就労している方は、就労証明書
 - ・ 疾病・障害により保育ができない場合は医師による診断書及び交付されている場合は障害者手帳の写し
 - ・ 母親が出産前後の方は、母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が記載されたページ)
 - ・ 申請者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類(受付で確認します)
 - ・ 病人・身体障害者などの看護をしている方は、看護申立書及び交付されている場合は障害者手帳の写し
 - ・ 求職中の方は、就労確約書
 - ・ 保護者が学校に在学中・入学予定の場合は、在学証明書
- この他、保育料算定に必要な書類(所得課税証明書)を提出していただく場合もあります。
申請書類は、子ども未来課で配布しています。

受付期間

随時受け付けています。

年度途中(5月以降)に入所される場合は、入所を希望される月の前月10日までに申請に必要な書類を子ども未来課へ提出してください。
(例)5月入所を希望される場合⇒⇒⇒4月10日が申請締切日です。

4月の入所は、別に期間を定めて受付を行います。



市外の保育所等の利用を希望される場合

行田市外の保育施設を利用するには、保護者の方から行田市へ認定申請と施設の利用申請を提出いただいた後、行田市から施設の所在市区町村へ利用選考の依頼を行います。

各市区町村により、利用選考の締切日や受け入れの条件(勤務地、祖父母の居住地等)が異なっており、転入予定等希望事由によっては申請方法等も異なりますので、必ず事前に所在市区町村へお問い合わせの上、子ども未来課へご相談ください。

保育料は？

保育所等の利用者負担額(保育料)は、行田市が定める「利用者負担額表」に基づき、その家庭の所得に応じて市が決定します。

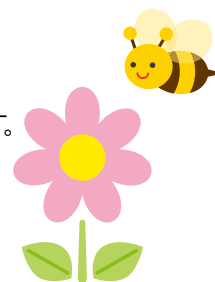
公立・私立で利用者負担額(保育料)に差はありません。また、行田市に住民登録があるお子さんであれば、行田市以外の保育所等に入所していても市内の保育所等の利用者負担額(保育料)と同額です。

なお、利用者負担額(保育料)は、お子さんの保護者の方の市町村民税所得割課税額に基づき決定します。また、毎年4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税所得割課税額に基づき決定し、9月から3月までの保育料は当該年度の市町村民税所得割課税額に基づき決定します。

認可外保育施設について

保育を行うための職員配置基準、保育室の構造設備等の指導監督基準を満たしています。利用できる家庭の制限はありません。

- 保育所はっぴータイム 壱里山町28-7 ☎594-7776
- ※利用料は施設と利用者の契約によって決められます。



各種保育サービス



一時保育

冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する事業を実施しています。

施設

太井保育園	棚田町1-58-10	☎556-5340	月曜日～金曜日	午前8時～午後5時
和光保育園	佐間3-20-3	☎556-2503	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時
あゆみ保育園	棚田町1-50-1	☎553-5277	月曜日～金曜日	午前7時30分～午後8時

利用料金 自己負担有り

※詳細については、施設にお問い合わせください。

休日保育

保護者の勤労形態の多様化に対応するため、休日に保育所を開所します。

施設 太井保育園 棚田町1-58-10 ☎556-5340

対象児童 就学前の児童

保育時間 午前8時～午後5時

利用料金 自己負担有り

※詳細については、施設にお問い合わせください。

●問い合わせ 子ども未来課 内257、263



幼稚園



1 妊娠・出産

幼稚園とは
所管：文部科学省



満3歳から就学前のお子さんを保育し、心身の発達を助長するのが幼稚園です。3歳から通う3年保育、4歳から通う2年保育があります。

2 健診・予防接種

3 支援・助成

4 保育所・幼稚園

5 小学校・教育

6 子育てに悩んだら



幼稚園 の生活

- 8:30～ 登園
自由遊び
- 10:00 朝のお集まり
主活動(歌・あいさつ・お絵かき・お勉強など)
- 12:00 給食
- 13:00 自由遊び
- 14:00 降園

※保育時間は、原則として4時間が標準ですが、預かり保育もあります。行田市内の幼稚園では、送迎バスがあります。

入園申込方法は？

新年度入園の申込受付は11月1日からで、各幼稚園に申込みとなります。事前に願書の配布がありますので、各幼稚園へ問い合わせください。



保育料は？

保育料は、幼稚園によって異なりますので、各幼稚園に問い合わせください。

なお、施設等利用給付認定を受けることにより、無償化の対象になりますが上限額を超える分、教材費などにつきましては、実費を負担いただきます。

【参考】 毎月の保育料・・・保育費+(教材費、保護者会費、暖房費、バス代、など)≒30,000円弱
また、入園の際には入園料、施設費、制服代、学用品代など、費用がかかります。



幼児教育・保育の無償化



幼児教育・保育の無償化は、主に3歳児から5歳児の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償になる制度です。

無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

無償化の範囲

子どもの年齢	0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで			満3歳児		3～5歳児クラス ※3歳を迎える4月1日～小学就入学前		
	あり	なし	なし	あり	なし	あり	なし	
保育の必要性	あり	なし	なし	あり	なし	あり	なし	
住民税課税状況	非課税世帯	課税世帯	—	非課税世帯	課税世帯	—	—	
サービスの種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	無償化の対象外	利用不可	—	—	無償	利用不可
	認定こども園(教育利用)	—	—	—	無償		無償	
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	—	—	—	16,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外
	幼稚園	—	—	—	25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償	
	幼稚園の預かり保育料	—	—	—	16,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外
	認可外保育施設、病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外		合計 42,000円/月 まで無償		合計 37,000円/月 まで無償	

●3～5歳児クラスの障がい児の発達支援サービスも、無償となります(保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償)。

給付認定について

無償化給付を受けるには、給付認定が必要です。すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、1～3号認定(教育・保育給付認定)を受けているため、新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園(1号認定)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

■ 1～3号認定(教育・保育給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
1号	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園(教育利用)
2号	満3歳以上	あり	保育所、 認定こども園(保育利用)など
3号	0～2歳		

■ 新1～3号認定(施設等利用給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園 (教育利用) + 預かり保育 ●認定外保育施設など
新3号	0～2歳児クラスかつ 住民税非課税世帯 (満3歳児クラス)		

※表中の〇号、新〇号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

1 妊娠・出産

2 健診・予防接種

3 支援・助成

4 保育所・幼稚園

5 小学校・教育

6 子育てに悩んだら



1. 保育所等

認定こども園の保育利用者(2・3号認定)を含みます。これらの施設を利用するには、保育の必要性があり、2・3号認定が必要です。

1. 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	2019年10月～
3～5歳児クラス	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	無償化対象外



●多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行(第2子半額、第3子無償)どおり続きます。

【無償化給付の受け方】 現物給付(市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む)

2. 給食費について

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、直接保育所などにお支払いいただくことになります。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費(ごはん・パン・めんなど)	給食費として保護者負担*	保育料として保護者負担
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)		

※年収360万円未満世帯及び第3子以降(保育所や幼稚園を利用しているお子さんから数えて3人目以降)は、副食費が免除されます。

2. 認定こども園(教育利用)

施設を利用するには、1号認定が必要です。

1. 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、預かり保育料、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	2019年10月～
満3～5歳児クラス	無償



【無償化給付の受け方】 現物給付(市区町村が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む)

2. 預かり保育料の無償化

市区町村から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受けた場合に、預かり保育料について11,300円(または16,300円)／月まで無償(償還払い)(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)になります。(無償化される額は450円×利用日数です)



▶対象になるには

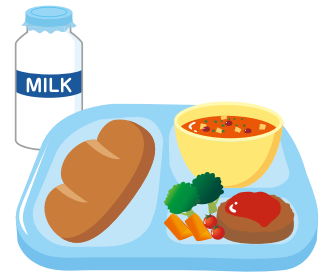
1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円(または16,300円)／月です。

3.副食費の免除について

	2019年10月～
主食費(ごはん・パン・めんなど)	保護者負担*
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	



*年収360万円未満世帯及び第3子以降(小学校3年修了前のお子さんから数えて3人目以降)は副食費が免除されます。

3.幼稚園

1.保育料の無償化

満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円／月まで無償になります。預かり保育料、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢・認定	2019年10月～	
満3～5歳児クラス 新1号認定	25,700円／月まで無償*	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定		預かり保育料は11,300円／月まで無償
満3歳児クラス 新3号認定		預かり保育料は16,300円／月まで無償

【無償化給付の受け方】 原則として現物給付となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払いの場合があります。

▶対象になるには

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、保護者全員が新1～3号認定(施設等利用給付認定)のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人(下記新2・3号認定の対象にならない場合を含む)	新1号
3(年少)～5(年長)歳児クラスで保育の必要性がある人(預かり保育の無償化を希望する人)	新2号
満3歳児クラス(3歳の誕生日から最初の3月31日まで)で保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人(預かり保育の無償化を希望する人)	新3号



2. 預かり保育料の無償化

市区町村から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受けた場合に、預かり保育料について11,300円(または16,300円)／月まで無償(償還払い)になります。(無償化される額は450円×利用日数です)

▶対象になるには

新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円(または16,300円)／月です。

3. 給食費について



主食費(ごはん・パン・めんなど)

副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)

保護者負担*

※年収360万円未満世帯及び第3子以降(小学校3年修了前のお子さんから数えて3人目以降)は、副食費が免除されます。

4. 認可外保育施設等

施設に入園していない在宅児童なども含まれます。

1. 保育料(利用料)の無償化

認可外保育施設なども、無償化されます。

▶対象になるには

保育の必要性の認定(新2・3号認定)を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が市区町村に対して手続きをします。

子どもの年齢	2019年10月～
3～5歳児クラス「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計37,000円／月まで無償
0～2歳児クラス「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子どもかつ住民税非課税世帯	合計42,000円／月まで無償

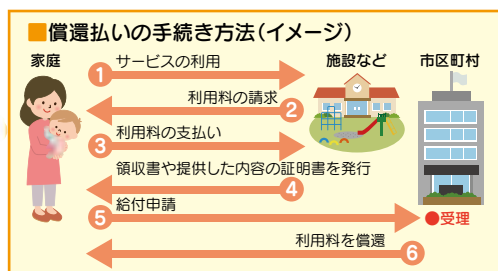
▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市区町村の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

【無償化給付の受け方】

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が市区町村に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払いを受けます。複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。



行田市内の保育所等一覧



保育所・認定こども園

※公立保育所の土曜保育は、合同で実施します。私立公立含め、土曜保育の時間等は、変更になる場合があります。最大開所時間は、延長保育を含めた施設の開所時間です。

施設区分	保育所名	所在地	電話	定員	受入月齢	保育時間		
						通常	最大開所時間※	
私立	若葉保育園	行田11-10	☎556-2797	130	満4か月より	平日	8:30~16:30	7:30~19:00
						土曜	8:30~16:30	7:30~17:00
私立	和光保育園	佐間3-20-3	☎556-2503	130	満6か月より	平日	8:15~16:15	7:15~18:15
						土曜	8:15~13:00	7:15~13:00
私立	白鳩保育園	駒形2-7-7	☎554-5221	60	満5か月より	平日	8:30~16:30	7:30~19:00
						土曜	8:00~16:30	8:00~17:00
私立	ホザナ保育園	荒木1590-1	☎559-1543	110	満3か月より	平日	8:00~16:00	7:30~19:00
						土曜	8:00~11:30	7:30~14:00
私立	太井保育園	棚田町1-58-10	☎556-5340	90	満2か月より	平日	8:30~16:30	7:00~19:00
						土曜	8:30~16:30	7:00~18:00
私立	小羊チャイルドセンター	若小玉3547-1	☎556-7753	70	満2か月より	平日	8:30~16:30	7:00~19:00
						土曜	8:30~16:00	7:00~16:00
私立	太田保育園	藤間510-3	☎559-3644	100	満2か月より	平日	8:00~16:00	7:00~19:00
						土曜	8:00~16:00	8:00~16:00
私立	行田こども園(保育)	荒木4961	☎557-2943	90	満6か月より	平日	8:15~16:15	7:15~18:45
						土曜	7:30~12:30	7:30~12:30
私立	埼玉保育園	埼玉4595-1	☎559-2433	90	満6か月より	平日	8:30~16:30	7:30~19:00
						土曜	8:30~12:30	7:30~15:00
私立	やごうこども園(保育)	谷郷2-5-1	☎554-5752	102	満6か月より	平日	8:00~16:00	7:30~18:30
						土曜	8:00~16:00	7:30~18:30
公立	持田保育園	城西4-3-4	☎556-5456	90	満6か月より	平日	8:30~16:30	7:30~18:30
						土曜	8:30~16:30	7:30~18:30
公立	長野保育園	長野1-34-5	☎553-3177	90	満6か月より	平日	8:30~16:30	7:30~18:30
						土曜	8:30~16:30	7:30~18:30
公立	南河原保育園	南河原851	☎557-3234	60	満6か月より	平日	8:30~16:30	7:30~18:30
						土曜	8:30~16:30	7:30~18:30

● 受入月齢・年齢の考え方

保育所・地域型保育事業所、幼稚園で基準日が異なります。

保育所・地域型保育の基準日

- 年齢(クラス) 4月1日時点での満年齢
- 0歳児クラスの月齢 入所希望月の1日時点での月齢
(例) 受入月齢が満4か月よりの保育所等では、1月25日生まれのお子さんの場合、5月25日に満4か月になるため6月から入所申請が可能になります。

幼稚園の基準日

- 3歳より
年度当初(4月1日)時点で、3歳のお子さん
- 満3歳より
年度途中で、誕生日を迎えて3歳になったお子さん

1 妊娠・出産

2 健診・予防接種

3 支援・助成

4 保育所・幼稚園

5 小学校・教育

6 子育てに悩んだら



地域型保育事業所

※延長保育を含めた施設の最大開所時間を掲載しています。なお、土曜日については保育時間などが、変更になる場合があります。

施設区分	保育所名	所在地	電話	定員	受入月齢	保育時間		
						通常	最大開所時間※	
小規模	たけのこ保育室	門井町2-17-7	☎553-0378	12	満6か月より	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	8:00~19:00 8:00~17:00	
家庭的	長澤家庭保育室	駒形2-11-11	☎554-2539	3	満6か月より	平日 8:30~16:30 土曜 8:30~16:30	7:30~18:30 7:30~18:30	
家庭的	あゆみ保育園	棚田町1-50-1	☎553-5277	5	満2か月より	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	7:30~19:00 7:30~17:00	
小規模	こどものみらい保育園	行田9-25	☎598-7035	19	満6か月より	平日 8:00~16:00 土曜 行田こども園(保育)との合同保育	7:30~18:30	
小規模	きらめきの森保育園	渡柳563-3	☎559-1001	19	満6か月より	平日 8:15~16:15 土曜 8:15~16:15	7:30~18:30 7:30~16:30	

幼稚園・認定こども園

※預かり保育の利用には、あらかじめ申請が必要な場合があります。詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。

施設区分	幼稚園名	所在地	電話	定員	受入年齢	給食の有無	幼児教育時間※	
							通常保育時間	預かり保育時間
私立	老本幼稚園	旭町16-38	☎553-2771	520	満3歳より	有 週4日	10:00~14:00	7:30~10:00 14:00~18:30
私立	行田幼稚園	富士見町2-27-5	☎554-5169	210	満3歳より	有 週4日	9:00~14:30	8:00~9:00 14:30~18:00
私立	富士見ヶ丘幼稚園	駒形1-9-7	☎556-7494	140	満3歳より	有 週5日	10:00~14:00	7:30~10:00 14:00~18:00
私立	ホザナ幼稚園	本丸11-20	☎555-2301	175	満3歳より	有 週4日	9:00~15:00 水曜日9:00~13:30	8:00~10:00 15:00~18:00 水曜日13:30~18:00
私立	まつたけ幼稚園	門井町2-19-9	☎554-7348	320	3歳児より	有 週3日	10:00~14:00 金曜日10:00~15:00	7:30~10:00 14:00~19:00
私立	南河原幼稚園	南河原777-2	☎557-0234	150	満3歳より	有 週5日	10:00~14:00	8:00~10:00 14:00~17:30
私立	やごうこども園(教育)	谷郷2-5-1	☎554-5752	155	満3歳より	有 週5日	10:00~14:00	8:00~10:00 14:00~18:30
私立	やなぎ幼稚園	渡柳563-3	☎559-1001	280	満3歳より	有 週3日	10:00~14:00	7:30~10:00 14:00~18:40 土曜日14:00~17:00
私立	行田こども園(教育)	荒木4961	☎557-2943	15	3歳児より	有 週5日	10:00~14:00	7:15~10:00 14:00~18:45